

1. 件名:国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所(南地区)の核燃料物質使用施設等の保安規定変更認可申請に係る面談
2. 日時:令和5年12月13日(水) 10時00分~10時25分
3. 場所:原子力規制庁10階会議卓 ※テレビ会議により実施
4. 出席者
原子力規制庁
原子力規制部審査グループ研究炉等審査部門
立元管理官補佐、本多主任安全審査官、水野係員、瀬尾係員
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
大洗研究所 燃料材料開発部 部長 他4名
安全・核セキュリティ統括本部 安全管理部 施設保安管理課 主査
5. 自動文字起こし結果
別紙のとおり
※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
6. 提出資料
 - ・日本原子力研究開発機構大洗研究所(南地区)の核燃料物質使用施設等保安規定変更認可申請の概要及び補正の方針について
 - ・保安規定変更認可申請と使用変更許可の対比表(南地区・使用施設)
 - ・使用施設等における保安規定の審査基準と保安規定の記載整理表
 - ・保安規定に規定すべき事項の確認表(使用変更に伴う保安規定の変更)

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:01	昭和 5 年 1 月 20 日付けで進士保育研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所南主事に来る。
0:00:12	縮燃料物使用施設等保安規定の変更認可申請日いつ面談を開始したいと思います。よろしく申し上げます。
0:00:23	院長の水野でくと。それでは提出資料に基づいて、機構の方からご説明をお願いいたします。
0:00:32	こわい点在部の大西と申します。資料の方をご説明させていただきます。この 1 ページ目、前回、変更認可申請の概要についてというタイトルでしたが、及び補正の方針についてというふうにタイトル変更させていただいております。
0:00:51	2 ページ目、参ります。申請の概要、(1)(2)を記載した後に、補正の方針は、補正案を記載したベースに記載しており、補正での追加箇所は大勢で示した箇所であると、追記させていただきました。
0:01:09	3 ページ目参ります。す。
0:01:13	補正案が示しているページでございます。第三条定義のところに、燃料デブリの定義を追記させていただきました。(27)ですね、定義を追記しております。
0:01:28	で、その他処遇の見直しですね、核燃料物質によって汚染されたものというふう に、所要の見直しをしております。
0:01:38	で、枠外にですね、変更点明記しております、緑色の字で燃料デブリについて、用語の提起ん追加というふうに記載を追記してございます。
0:01:50	4 ページ目、参ります。はい。
0:01:56	複数の要望が出て参りますので、核燃料物質核燃料物質に汚染されたもの、また核燃料物質等など、その用語の関係について示した図を追記しております。
0:02:11	で、今回、汚染物資料というものを新たに追記しますが、それは核燃料の中でですね右側に書いてあります。黄色で、背景を示しましたの各燃料物質によって汚染されたもののうちの、
0:02:27	一部が汚染物試料であるということを明記した図を追記させていただきました。それ以外の要望の関係についても、わかるような図を、となっております。
0:02:40	次のページに参ります。5 ページ目につきましては、申請案から変更はございませんで、
0:02:50	外運搬担当課長のことがですね、第 5 条の(25)に記載して、記載されておりますので、その旨、枠外に緑色の字で追記しております。
0:03:04	6 ページ目が入ります。第 71 条の内容につきまして、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:03:12	お賤別資料を取り扱いする際、取り扱う際に、誰がという主語がなく、わかりにくいといった点がございましたので、
0:03:23	第 4 号ですね、磁力及びFMFの施設管理者はということで、主語を明確にして、1 項から 3 号と同様に行うというふうな文言を追記してございます。
0:03:35	だんだん、第 71 条の表題ですね、汚染物資料、核燃汚染物も含まれる。
0:03:43	ものでございますので、第 77 条には含まれますので、核燃料物質と確認汚染物の両方を含めて、確認物質等の取り扱い計画というふうに表題の方も見直してございます。
0:03:58	7 ページ目、参ります。戸田第 70 以上におきましても、同じようにですね、汚染物資料に関する、
0:04:08	管理を誰が行うかという、明確化するために、施設管理者はというのを手法を入れておりますので、大先ほどと同じですね、表題につきましても、核燃料物質等というふうに変更してございます。
0:04:23	8 ページ目参ります。第 73 条、臨界管理に関する条例でございますが、こちらも先ほどと同じですね。手法を明確化いたしました。GF及び施設間、FMFの施設管理者は、
0:04:38	いうふうに各に手法を追記してございます。
0:04:47	いて、9 ページ目参ります。これは第 73 条の続きですね、
0:04:55	同じように、DINERS73 条全体で同じように修正をしていると。
0:05:01	提供しているというものでございます。
0:05:05	10 ページ目参ります。この第 77 条の 2 ですね。ところまでは、
0:05:14	BDFにおける作業とFMFにおける作業が、それぞれ両方とも記載しておりますので、の、
0:05:24	誰が行うのかというのがちょっとわかりにくいといったコメントがございました。そこで、第 74 条の 2 は、1 項の方に燃料試験課長の業務を、
0:05:35	期待する意思記載いたしまして、第 2 項の方にですね、集合体試験課長の業務を記載する構成としております。第 1 項の方は、燃料試験課長は政府において、これこれを行うというふうにしております。第 2 項の方は、集合試験。
0:05:50	集合体試験課長は、FMFにおいてこれこれを行うという文言にしております。表題の方も、74 条の 2 の表題の方も見直してしております。核燃料物質等というふうにしてしております。
0:06:07	すべて
0:06:10	1 ページが参ります。第 75 条ですね、表題の方、これまでと同じように、核燃料物質等の保管としておまして、手法を明確化しているというものでございますか、施設管理者はというのを青字で追記させていただいております。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:06:28	12 ページ、13 ページ、
0:06:33	14 ページから、
0:06:37	ベンチは変更がございません。22 ページの橋田 21 ページまで、これまで申請した内容から変更はございません。
0:06:51	面談資料の説明は以上となります。
0:06:59	どうもご説明ありがとうございました。
0:07:06	それではこちらからすんですけれども、定義に関することで、政府燃料デブリの今回の定義自体は、これまで保安規定に載せていた。
0:07:20	ものを定義として新たに、
0:07:23	加えたものであって、その許可、許可の中ではですね切り株場といった言葉も出て行っておりますが、これまで保安規定で定義づけしていた定義づけといえますか、
0:07:37	定義のところではなく実のところを出していた言葉をそのまま定義に移したというところで、ちょっと違いはあるかもしれませんがそれはよろしいでしょうか。
0:07:52	はい。トン経済部の静ですはい。問題ございません。
0:07:59	ありがとうございます。それでは今回は、これまで保安規定で
0:08:04	定義といえますか書いていたことを計上したということで承知いたしました。
0:08:14	2 なんですけれども規制庁の水野です。なんか車ですね上処分のタイトルのところですね、燃料物質等としていただいているところがあるかと思うんですけれども。
0:08:30	定義のなか一ですかね、核燃料物質等についても核燃料物質及び核燃料物質に汚染されたものということで書いていただいているところではある、ありますので、
0:08:43	今回その核燃料物質等というタイトルが出てくるところでは、計画燃料物と汚染物資料として定義付けした資料ですね。
0:08:54	についてのことかと思いますが、作業等、される上ですね、フレンド不凍としてしまっていて、
0:09:04	誤認してしまうという、それがあったり、違いかなというところで
0:09:10	この、
0:09:12	タイトルを燃料部署等というタイトルにすることについてその他、考えるというか、
0:09:19	相互にしないかなというところとかもそういったリスク的なところではいかがでしょうか。
0:09:33	現在部の静です。こちらの記載ですけれども核燃料物質に係る部分についてはへ記載の変更がなく、この条文の中身にですね。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:09:43	今回 5000 物資料に関する記載のみを追加しておりますので、タイトルを核燃料物質等といたしました。その核燃料物質に汚染されたものが含まれるという誤解を招く恐れがないと考えております。
0:10:17	規制庁の方ですありがとうございます。ちょっとすごく単純な。
0:10:22	話で。
0:10:23	生物燃料物等っていうワード自体は、
0:10:28	第三条のページの中でも控除していて、
0:10:32	その定義はこれこれこれですと書いてあるんだけど、こちらの指摘でね。
0:10:38	見いだしのところの核燃料物質をそれぞれの静脈燃料物質高というふうに直してくださった。
0:10:46	あと、
0:10:49	によって、混乱しませんかっていう、真水に入った通りなんか、現場、ここ、直した直後は、毎年でも例えば何年間かってちょっと心配し過ぎなのかもわかりませんが、
0:11:06	この前を生じてしまいませんかというのをちょっと
0:11:13	中で検討した時にですね、ちょっと指摘として上がったものでございます
0:11:23	大洗研の方でそこはもうちゃんとしてしっかり分けますよとか、或いは仲井規定化なんかで、
0:11:32	ちゃんこを、
0:11:34	定義しますよってということであれば次、
0:11:37	大洗研究所の方の責任でなくて混乱は生じないということがご説明いただければいいのかなとは思っているところであるんですけどその点はいかがでしょうか。
0:11:49	川名委員財務の阿久津です。今のご指摘の件なんですけど、ところ確認量物質等の等自体は汚染されたものをすべてを指すところなんですけども、実際の例えば 72 条で言えば、
0:12:04	条文の中にですね実際出てくる汚染物資料の話しかしておりませんので、対象は GF と FMF の施設管理者というふうに限定をかけておりますので、
0:12:16	あくまで汚染されたもの全般のうち、72 条での対象は、汚染物資料という形で解釈できるという形で回答を受けております。なのでタイトルだけ見るって全体が見えないかもしれませんが、実際の条文を読み取ると、結果的に限定的な形に
0:12:36	しておりますので、誤解なく、また対象施設も GF と FMF のみという形で運用はできて問題はないかと考えております。
0:12:51	もう 1 回言うか、ホンダですありがとうございますわかりました見ただけクローズアップして見ちゃうとそういった、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:12:59	懸念はあるけれども、条文自体はもう条文を読むと
0:13:05	何つうのかな、その限定したものを指しているものと。
0:13:10	かつ、施設の限定されているので、そのいわゆる汚染物資料であるということは、
0:13:18	保安規定に基づいた保安活動を行う上ではそっか。
0:13:22	混乱は生じませんという、
0:13:25	回答かと思いましたがありがとうございました。
0:14:04	江藤所長の本田ですありがとうございます面談資料についてはこのぐらい科学を持ってまして一方でちょっと
0:14:12	対比表とか三種類の
0:14:14	整理表を作っていたら、今日今日いただいているものはこの前ねちょっと修正をお願いした部分はもう反映されてるので結構なんですけれどもちょっと気がついた数かとちょっと。
0:14:26	この後眺めてと思った面がちょっとありまして、
0:14:30	75条においては、
0:14:38	汚染物使用について貯蔵の記録を作成し管理するっていう、新しい行為がね、追加されておりますんで、ここのこの記録。
0:14:50	っていうワードだけ売ると、
0:14:55	本地区の審査基準の第14号に記録の話があるんですけども、今回
0:15:04	ここ、園木第14名の方には、引っかけてはいないんですけどもこれは、
0:15:13	何かお考えがあつてのことなのかっていうのをちょっと確認したいなと思いますんで、ちょっとこちらの方でもそこを保安規定を、現行の基準下の保安規制の方を見る、こう、
0:15:25	記録すべき。
0:15:28	物の一覧表があるんですけどもその中にはその国に貯蔵のことを記録せよと。
0:15:34	いう問題が出てこないで、この記録ワードだけ見ると、14号、
0:15:42	なっちゃうんですけども保安規定上にはなんかもう米がないっていうふうに、
0:15:49	なるので、14号との関係に於いては今回、その整理表の中では、関係性は示していないというふうに理解したんですけど。
0:15:59	大原委員さんの関連が何かあれば教えていただきたいなと思います。
0:16:27	概念財務の阿久津です。今の14号の記載につきましては今の審査基準の我々の解釈としては基本的にはまず一つは、QMSの中で、記録を適切に作成し管理することを定めることっていう形で、QMSの文書を定めることと。
0:16:47	あたりでまず1項目めは読んでいると思っております。また2項目めについてはあくまでここにも書かれてますが使用規則での定める記録という形決定しております

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	して、それに基づく今の保安規定なりの表の構成ですね、になっていると考え、考えております。
0:17:04	あと参与は、直接関わるものでは最後括弧については直接関わることではございませんので、ここにもかからないという形で現状は今の当庫 14 号でないところに記載をしているという理解でございます。
0:17:22	規制庁の方ですありがとうございましたQMSにかかる、
0:17:30	それまだ会規定とかその辺を含めてちゃんと系統立てた文章会計が記録がなされているということと、使用規則の方でも、記録、
0:17:43	に基づいた
0:17:46	本規程の方で規定がなされていないということの対応であると。
0:17:50	いうことを承知しましたありがとうございました。
0:18:10	部長の水野です。
0:18:15	5 点ほどございまして、1 点目が先ほど貯蔵の話が出てきておりましたは貯蔵した容器の定期点検ということもありましてそちらについては、
0:18:28	貯蔵であるため 15 のところ、15 に関するような内容として確認されているということでしょうかというのが普通で、2 点目が、
0:18:40	15 番の使用施設等の施設管理のところ、今回廃棄廃液処理装置のものを削除いただいているかと思うんですけれども。
0:18:52	こちらについてどのような解釈でこちらですね、別表第 1 の対象医師養成施設等というところを記載されているのかについて教えていただけますでしょうか。
0:19:05	はい。
0:19:17	年代部の阿久津です。最初の一つ目ですね貯蔵の 1015 ですかね、こちらについてはもともと主、15 のところで貯蔵ということでキーワードが出ておりますので関連するものとして貯蔵の記録についてもこちらに記載をさせていただきました。
0:19:36	また 15 号ですね 15 号の使用施設等の施設管理の中に排気処理装置の件を含めた件につきましては、この廃液処理装置については日常的な施設の管理として日常巡視等を行う対象設備でございましたので、その今回記載を、
0:19:56	見直すということで、施設管理の範疇と考えまして 15 号のほうに記載をさせていただきました。以上です。
0:20:10	店長が認め承知しました。ありがとうございます。
0:20:27	おはようございます。
0:20:50	じゃ三種規制庁側から特にそれから質問、確認したい事項、内容ですが、小河から何かございますでしょうか。
0:21:11	今回も阿久津です。今回のこの面談をもちまして、この後補正に向けて社内手続きを進めようかと思っておりますが特にそ、そういう形で進めたいと思っております。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:21:24	ちょっと補正の時期につきましてはこの後手続きを踏みましてという形なので早くて、年内、もしくは年明けという形で補正申請を考えております。よろしくお願いいたします。
0:21:41	玉村です。今後の手続き等について承知いたしました。進めていく。
0:21:51	それで申請の方進めていただければと思いますのでよろしくお願いいたします。
0:21:57	よろしくお願いいたします。それでは他に特にないようですからこれでメンバーの方、終了したいと思います。本日はありがとうございます。
0:22:08	ありがとうございました。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。